

番 条 町 『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	番条町 (番条町集落)	令和3年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	40.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.0 ha
③後継者のいる農業者の耕作面積の合計	12.2 ha
④後継者のいない農業者の耕作面積の合計	17.8 ha
i うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	4.6 ha
ii うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	12.0 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.3 ha
(備考) 地区内での農家は、兼業が殆どで水稻栽培を主としている。	

2 対象地区の課題

<p>番条町の集落は、全体で80戸程の集落で、以前は、殆どが専業農家で、水稻栽培に加えて、イチゴ、トマト、イチジク等の栽培が盛んな地域であった。しかし、農家の高齢化や後継者の兼業化により、現在では専業農家は7戸までに減り、集落の殆どが自家消費野菜と水稻栽培のみの兼業農家となっている。また、7割弱の農家で後継者がおらず、そのため、将来の地区内の農地を維持するためにも、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる担い手を、集落内外から増やしていくことが課題である。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなる農地については、中心経営体に集約化していく。
- 担い手が営農しやすくするために、分散している農地を集積・集約化する。
- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。
- 集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に検討していく。
- 集落内に担い手がいない場合は、集落外からの担い手を受け入れることも、視野に入れる。
- 集落内において、農業後継者の中で、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。

(参 考) 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(a)	経営作目	経営面積(m ²)	農業を営む範囲
認農		水稻・イチゴ 丸ナス	120	水稻・イチゴ 丸ナス	30	番条町 横田町
認農		水稻・オクラ サツマイモ その他野菜	356	水稻・オクラ サツマイモ その他野菜	1000	番条町・丹後庄 町・杉町・稗田町・ 横田町・中城町
認農		水稻・オクラ ナバナ・ネギ その他野菜	110	水稻・オクラ ナバナ・ネギ その他野菜	50	番条町 横田町
認農		水稻・イチジク	76	水稻・イチジク	50	番条町 横田町

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

番条町集落において、5年後も営農継続している農家は現在の3割強で、7割近い農家が5年後の営農が不明や困難である。また、農地の貸付意向も多く、5年後以降の農地の維持を考える上で、農地中間管理機構を活用し、中心経営体に農地を集積・集約化することや、集落内外における、新たな中心経営体の育成が求められる。

また、高齢化等により、営農継続が困難な農家が増えることも予想されることから、集落内外における営農組織作りも視野に入れながら、今後、集落内で話し合っていく。

耕作放棄地については、防止するために集落として適正な農地管理に取り組む。

営農環境を改善するため、農地区画の整理・拡大、不整形・小規模水田の解消、水路・農道等整備などの基盤整備も検討。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに、中心経営体に位置づける認定農業者・認定新規就農者等を育成し、また、集落内における農地保全と、調整を担う営農組織等の設立も視野に入れながら、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

農業後継者が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。